

第12回山形地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成21年2月26日(木)午後1時30分から午後4時まで
- 2 開催場所 山形地方裁判所第1会議室(5階)
- 3 出席委員 會田鋭一郎, 安部敏, 押野浩, 菅野俊明, 北野通世(委員長), 寒河江浩二, 信夫隆男, 鈴木一夫, 鈴木和典, 滝澤孝臣, 松岡由美子, 三澤栄治, 村形修子
- 4 列席職員 櫻井一朗事務局長, 國分康宏民事首席書記官, 朝一圭子事務局次長, 小野和夫総務課長

5 議事要旨

(1) 山形地方裁判所長, 山形地方裁判所委員会委員長あいさつ

(2) 議題「住民に身近で利用しやすい裁判所とするための課題と方策」

ア 来庁者アンケートの結果について

過去に山形地裁が行った来庁者アンケートの結果に基づき, 住民がどのような考えを持っているか等について報告した。

イ 庁舎の改修工事等について

山形地裁で近年行われた庁舎改修工事等について説明し, 主な改善点等を報告した。

ウ 庁舎の見学

全委員が庁舎内を見学し, 各事務室の利用状況, 案内表示板の設置状況等を確認した。

<主な意見>

○ 見学して印象深かったのは, 公衆控室兼食堂であった。公衆控室という言葉は硬く, 一見, この部屋は何だろうとってしまう。食堂であることは明示すべきである。

○ 別館は眺めもいいし, 建物の彩りもいい。

○ 正義が執行される場所としてだけであれば, 現状でも必要かつ十分かも

しれないが、建物への入りやすさという意味では暗く、圧迫感がある。

- 来庁者に対して随所に気配りが見受けられた。菅野矢一の絵画もその一つである。山形県出身の画家の絵が飾られているのには配慮を感じるが、本館だけでなく、別館にも同氏の絵を飾ったらどうか。
- 庁舎内の案内板については、充実しておりよかったと思う。
- 裁判員制度が始まると駐車場がいっぱいになることも予想されるが、構外の駐車場等への誘導等も重要になると思う。
- 裁判員裁判があるときは、他の事件を入れないように配慮する予定である。
- 金銭や家族のことで悩んでいる人に対して利用しやすい、分かりやすいとは、どういう現象があればそうなるのかを考えるのが重要である。
- 裁判所は、事件があつて初めて結論を出すところであるため、相談者に対しては結論を示すような対応ができない。したがって、そのような希望を有する相談者に対しては、弁護士会や法テラス等を紹介することもしている。そのような裁判所にとって、利用のしやすさとは、職員の意識の持ち方の問題ともいえるのではないか。
- デパート等を利用するという感覚とは違う。大部分の人が関係のない施設である。そうすると、裁判所がいらっしやい、いらっしやいとする必要はない。これまでの姿勢で十分である。
- 市民が違和感を持たないようにもっと身近に感じてもらいたいのであれば、もっと市民の目線に下げていかなければならないと思う。
- 本来、法で解決されるべきであるのに、裁判所が利用されていなかったという話もある。弁護士や裁判所が本来の役割を果たしていくべきであろう。
- かつての裁判所は救急だけだったが、これからは、もっと国民の日常生活に溶け込んだかかりつけの医者であるべきであり、万策が尽きてからで

なく、もっと早く利用してもらえるようにしたい。

- 職員の意識の持ち方ということであれば、職員に対して接遇研修を実施している。
- 施設面では、建物の建替えが手っ取り早い。
- 調停で当事者が待つ時間が長い、待つ場所がないなど工夫がされていない。簡裁の調停では廊下で待たされている。家裁は待合室があるが狭い。どうにかできるものかといえば、難しいだろうが、そういうところを考えるべきである。そこにずっと座って待っていた人でないと分からない。裁判所はそういうところと国民に思われてしまうのはいいことではない。
- 施設面では種々の制約があるからといって、それに甘んじろということであってはならず、改善に向けて工夫は続けていきたい。
- 相談の際は、聞かれない話もあるので配慮が必要であろう。また、裁判所が直に相談者のプライバシーに立ち入るのはゆき過ぎな場合もあり、そのような場合には、弁護士会や法テラスを利用してもらう方法もあるだろう。
- 裁判員裁判が始まれば、日々国民が裁判所を訪れるようになり、これが裁判所にも大きな変化をもたらすのではないか。
- アンケートの結果はいいものが出ている。裁判所で取り合ってもらえないという相談もある。裁判所にどういう必要性で来たか十分聞いてほしい。昔はお上のところがあったが、今は良くなっていることは間違いない。
- 日々改善の意識は必要である。気持ちは持っており、徐々に様変わりはしている。
- 例えば、少額訴訟に関しては、その日のうちにお金が返ってくると思っていた人もいる。各種制度のPRをきちんとしていかなければならない。一般の市民にとって関心が高いのは、裁判員制度よりも少額訴訟等の手続である。

- 裁判員制度が前面に出ている。民事，家事，少年でも改革はある。それらについても全般的に改善していく必要がある。
- エ 裁判所W e bサイト及び不動産競売物件情報サイト（B I T）の紹介
実際にパソコンを操作し，W e bサイトとB I Tについて説明した。

<主な意見>

- アンケート結果では，W e bサイトを閲覧している者が少ないようである。しかし，裁判員制度のコーナーなどは見やすくなっていると思う。
 - 情報を広く公開しており，大変な進歩だと思う。ただし，皆が理解できるわけではないので，実際に調停や少額訴訟の利用の時にどれだけ丁寧に説明しているかが重要である。
 - 裁判所W e BサイトやB I Tの導入により，利用しやすく便利になったと思う。国民目線に立つということが浸透しているのではないか。一般的に裁判所に用事のある人が少ないが，来庁したときには親切にしてもらっていると思う。
- (3) 次回の予定
- 希望する意見交換テーマがあるときは，適宜裁判所に申し出ていただくこととした。

(4) 次回予定期日

平成21年9月4日(金) 午後1時30分から午後4時まで